

三重県人権センターマスコットキャラクター「ミッコロ」の利用に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、別記「三重県人権センターマスコットキャラクターミッコロ（以下「ミッコロ」という。）」のイラスト（イラストから製作した立体物を含む。以下同じ。）を利用する際に必要な事項を定め、もって人権啓発に寄与することを目的とする。

(イラスト及び写真等の利用許諾)

第2条 イラストを利用しようとする者は、イラストの利用許諾（以下「利用許諾」という。）申請を行い、三重県人権センター所長（以下「所長」という。）の利用許諾を受けなければならない。

(利用許諾の申請)

第3条 第2条の規定により、利用許諾を受けようとする者は、「ミッコロ利用許諾申請書」（別記様式第1号）に関係書類を添えて、所長に提出しなければならない。

2 所長は、前項の規定により申請を行った者（以下「利用許諾申請者」という。）に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

(利用許諾の手続き)

第4条 所長は、前条第1項の規定による利用許諾申請があった場合は、その内容を審査し、利用許諾を行うことができる。なお、この場合、所長はイラストの利用方法その他について、必要に応じ条件を付することができる。

2 所長は、前項に規定する利用許諾を行った場合は、「ミッコロ利用（変更）許諾書」（別記様式第2号）により当該利用許諾申請者へ通知するものとする。

3 利用許諾の期間は、「ミッコロ利用許諾申請書」に記載の使用期間とする。

(利用許諾の制限)

第5条 所長は、前条の規定にかかわらず、利用許諾申請者のイラストの利用が次の各号のいずれかに該当する場合、その利用を許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 県の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、団体、法人（県を除く。）又は商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合

- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業又はその広告等に利用される場合
 - (7) イラストの利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
 - (8) 「ミッコロ」のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
 - (9) イラストの著しい変形を行う場合又は立体物でその表現がイラストの立体物と認められない場合
 - (10) その他、所長がイラストの利用が適当でないと認める場合
- 2 所長は、前項の規定により前条の利用許諾を行わない場合は、「ミッコロ利用不許諾書」(別記様式第3号)により当該利用許諾申請者へ通知するものとする。

(利用許諾内容の変更等)

- 第6条 第4条の規定により利用許諾を受けた者(以下「利用者」という。)が、当該利用許諾を受けた内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ「ミッコロ利用許諾変更申請書」(別記様式第4号)を所長に提出し、変更についての利用許諾を受けなければならない。
- 2 所長は、前項の規定による変更申請があった場合は、第4条第1項及び第5条第1項の規定を適用しその内容の審査を行い、当該変更が適正と認められるときは、その変更についての利用許諾を行うことができる。
- 3 所長は、前項に規定する変更についての利用許諾を行った場合は、「ミッコロ利用(変更)許諾書」(別記様式第2号)により当該利用者に通知するものとする。

(利用者の遵守事項)

- 第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) イラストの利用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
 - (2) イラストの利用にあたっては、利用許諾(第6条の規定による利用許諾内容の変更利用許諾があった場合は、その変更後のもの。以下同じ。)を受けた内容に限ること。
 - (3) 利用許諾を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。
 - (4) 当該利用許諾に係る利用対象物等の完成品の写真又はサンプルを提出すること。ただし、完成品の写真若しくはサンプルの提出が困難な場合の提出物については、所長が別に指示する。
 - (5) 所長が行う売上調査その他の照会に応じること。
 - (6) その他各種の法令を遵守すること。

(利用料)

第8条 イラストの利用料については、無料とする。

(利用の非独占性等)

第9条 この要領による利用許諾は、利用者又は利用対象物等について県が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第10条 県は、この要領による利用許諾の申請、利用許諾の内容に係る変更申請及びイラストの利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(賠償責任等)

第11条 県は、利用許諾を行ったことに起因し利用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 利用者は、イラストの利用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

4 所長は、前二項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(事務)

第12条 この要領に関する事務は、三重県人権センターが行う。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、イラストの利用に関し必要な事項は、所長が別に定める。

(施行期日)

附則

この要領は、令和2年 6月 4日から施行する。

附則

この要領は、令和4年 2月 2日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

ミッコロ利用許諾申請書

年 月 日

三重県人権センター所長 あて

申請者 住所
氏名又は名称
電話番号

三重県人権センターマスコットキャラクターを下記のとおり使用したいので、申請します。

記

| | |
|-------------------------------------|----------------|
| 使 用 目 的 | |
| 使 用 方 法 | |
| 使 用 期 間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 |
| 販 売 予 定 価 格 (販売目的でない場 合、記入不要) | |
| 使 用 数 量 | |
| 担 当 者 (所属・氏名・電話) | |
| 添 付 書 類 | 事業の概要がわかるものを添付 |

様式第2号（第4条、第6条関係）

ミッコロ利用（変更）許諾書

年 月 日

様

三重県人権センター所長

年 月 日付で申請のありました三重県人権センターマスコットキャラクターの使用について、次のとおり許諾します。

記

| | |
|---------|--------------------|
| 許 可 番 号 | |
| 使 用 目 的 | |
| 使 用 方 法 | ミッコロ利用許諾申請書に記載のとおり |
| 使 用 期 間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 |
| 特 記 事 項 | |

様式第3号（第5条関係）

ミッコロ利用不承諾書

年 月 日

様

三重県人権センター所長

年 月 日付で申請のありました三重県人権センターマスコットキャラクターの使用について、次の理由により承諾いたしません。

| | |
|-----|--|
| 理 由 | |
|-----|--|

様式第4号（第6条関係）

ミッコロ利用許諾変更申請書

年 月 日

三重県人権センター所長 あて

申請者 住所
氏名又は名称
電話番号

三重県人権センターキャラクターの使用を下記のとおり変更したいので、申請します。

記

| | 変 更 前 | 変 更 後 |
|-------------|--------------|--------------|
| 使 用 目 的 | | |
| 使 用 方 法 | | |
| 使 用 期 間 | 年 月 日～ 年 月 日 | 年 月 日～ 年 月 日 |
| 使 用 数 量 | | |
| 変 更 理 由 | | |
| そ の 他 | | |
| 使 用 許 可 番 号 | 第 号 | |

（注）変更内容が確認できる資料等を添付してください。